



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
1月14日
第579号
火曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課)	1
地方自治法に基づく指定管理者の指定(文化芸術振興課)	1
林業・木材産業改善資金の徴収事務および支出事務の委託(びわ湖材流通推進課)	1
道路区域の変更(道路保全課)	2
道路の供用開始(道路保全課)	3
入札参加者に必要な資格等(管理課)	3

○ 公 告

滋賀県土地利用基本計画変更公告(県民活動生活課)	4
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	4

告 示

滋賀県告示第13号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 募集種目 令和6年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 募集期間 令和7年1月15日(水)から令和7年2月18日(火)まで
- 試験期日
 - 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 令和7年2月25日(火)および26日(水)のうち指定する1日
 - 口述試験および身体検査 令和7年2月28日(金)および3月1日(土)のうち指定する1日
- 試験場の位置および名称
 - 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 受験者の任意の場所
 - 口述試験および身体検査
 - 実施場所
 - 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)
 - 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 施設の名称 滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター
- 指定管理者 蒲生郡竜王町薬師1178 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園 理事長 馬淵兼一
- 指定の日 令和6年12月20日
- 指定の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の徴収事務および支出事務を次のとおり委託した。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 滋賀県森林組合連合会
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市大萱四丁目17番30号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金元利償還金および貸付金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年1月7日

滋賀県告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の徴収事務および支出事務を次のとおり委託した。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 滋賀県森林組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市大萱四丁目17番30号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金元利償還金および貸付金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年1月7日

滋賀県告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の徴収事務および支出事務を次のとおり委託した。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 高島市森林組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 高島市朽木野尻364番地の2
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金元利償還金および貸付金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年1月7日

滋賀県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年1月14日から令和7年1月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	甲賀土山線	甲賀市甲賀町岩室字和田2099番1地先から	変更後	最小 11.5m 最大 29.6m	161.8m	道路改良工事（う回路廃止および現道拡幅）に伴う道路区域の変更
		甲賀市甲賀町岩室字中野1222番2地先まで	変更前	最小 8.9m 最大 30.3m	161.8m	

				最小 8.0m } 最大 26.3m	171.9m	
--	--	--	--	-----------------------------	--------	--

滋賀県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和7年1月14日から令和7年1月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年1月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
甲賀土山線	甲賀市甲賀町岩室字和田2099番1地先から 甲賀市甲賀町岩室字中野1222番2地先まで	令和7.1.14	L=161.8m

滋賀県告示第20号

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（建設工事その他知事が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札または指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。
なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。
令和7年1月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供
- 2 申請書類および配布時期
- (1) 申請書類
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し
- ウ 都道府県税全てに未納がないことを証する納税証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し
- エ 消費税に未納がないことを証する納税証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し
- オ 法人にあつては財務諸表、個人にあつては所得税の確定申告書の写し
- カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る。）
- キ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあつては、営業所（または営業部署）情報登録表
- ク 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあつては、その委任状
- ケ 役員等に関する調書
- コ 希望営業種目選択表
- サ 環境認証・その他の事項に関する調書
- シ 社会保険等加入状況報告書
- ス その他資格審査に当たって知事が特に必要と認めるもの
- (2) 配布時期 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

- 3 申請書類の受付期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで(休日を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。
- 4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 5 申請書類の送付方法 受付場所への持参または郵送による送付および電子情報処理組織による送付
- 6 申請書類に使用する言語 日本語
- 7 入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者
- 8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 売上高
 - (2) 経営規模
 - ア 自己資本
 - イ 従業員数
 - (3) 経営状況
 - ア 流動比率
 - イ 営業年数
- 9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日から令和8年9月30日までとする。

公

告

滋賀県土地利用基本計画変更公告

滋賀県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき公表する。

なお、変更計画図(変更区域図)は、滋賀県総合企画部県民活動生活課、滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係および滋賀県総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県土地利用基本計画を変更する区域 農業地域のうち甲賀市の一部

森林地域のうち栗東市、甲賀市、東近江市、竜王町の一部

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ベルロード複合商業施設 彦根市長曾根南町481-2番地、彦根市長曾根南町472-2番地、彦根市長曾根南町487番地ほか

- 2 変更した事項

- (1) 変更前

ア 大規模小売店舗の設置者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 代表取締役社長 八幡政浩ほか2者

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 代表取締役社長 八幡政浩ほか2者

- (2) 変更後

ア 大規模小売店舗の設置者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パリア 彦根市長曾根南町472-2番地 代表取締役 大塚恵昭 高木ビル有限会社 彦根市長曾根南町487番地

代表取締役 高木淳一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パリヤ 彦根市長曾根南町472-2番地 代表取締役 大塚恵昭 高木ビル有限会社 彦根市長曾根南町487番地 代表取締役 高木淳一

3 変更年月日 令和 6 年11月16日

4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および小売業を行う者の退店のため

5 届出年月日 令和 6 年12月18日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 令和 7 年 1 月14日から令和 7 年 5 月14日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 7 年 5 月14日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 7 年 1 月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ナフコ彦根店、ブックオフ彦根店／ハイパーバザー彦根店 彦根市高宮町 1520-1

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社ナフコ 福岡県北九州市小倉北区魚町 2-6-10 代表取締役 石田卓巳 株式会社サンミュージック 長浜市港町 2 番32号 代表取締役 山内芳雄

(2) 変更後 株式会社ナフコ 福岡県北九州市小倉北区魚町 2-6-10 代表取締役 石田卓巳 株式会社サンミュージック 長浜市港町 2 番32号 代表取締役 山内恵

3 変更年月日 令和 5 年 9 月 1 日

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和 6 年12月20日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 令和 7 年 1 月14日から令和 7 年 5 月14日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 7 年 5 月14日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和 7 年 1 月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ナフコ彦根店、ブックオフ彦根店／ハイパーバザー彦根店 彦根市高宮町 1520-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 有限会社ス
ペースプランニング 大津市柳が崎5-25 代表取締役 河本行雄

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 13,200平方メートル

イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 950台

ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 152台

エ 廃棄物保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 33立方メートル

オ リサイクル品保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 49.5立方メートル

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 ナフコ彦根店 8時から21時まで ブ
ックオフ彦根店/ハイパーバザー彦根店 10時から22時まで

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から22時30分まで

ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から21時まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 15,672平方メートル

イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 1,041台

ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 120台

エ 廃棄物保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 28.5立方メートル

オ リサイクル品保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 43.5立方メートル

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 ナフコ彦根店 7時から21時まで ブ
ックオフ彦根店/ハイパーバザー彦根店 10時から21時まで ほか

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時30分から21時30分まで

ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで

4 変更年月日 令和7年8月21日

5 変更の理由 営業施策の変更による

6 届出年月日 令和6年12月20日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和7年1月14日から令和7年5月14日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年5月14日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号